

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：フロン排出抑制法）

（平成 13 年法律第 64 号）（令和 4 年法律第 68 号による改正）（令和 7 年 6 月 1 日施行）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC1000000064>

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413CO000000396_20200401_501CO000000120（令和元年政令第 120 号による改正）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60001400007_20201228_502M60001400005（令和 2 年経済産業省・環境省令第 5 号による改正）

e-Gov（主務省令「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」）：

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60003FFA002>

（平成 26 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号）

（令和 3 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号による改正）

e-Gov（省令「特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令」）：

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60001C00003>

（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）

（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号による改正）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

印刷業界は、フロン類を使用した機器の製造、フロン類の回収や破壊を行っていません。業務用空調機や冷蔵機器（冷水機等）を設置していれば、第 2 条第 8 項に定める「管理者」の立場、および廃棄する際は第 41 条第 1 項で定める「**第一種特定製品廃棄等実施者**」の立場でこの法律の適用を受けます。

管理者は、法第 16 条第 1 項に基づき作成される「管理者の判断の基準」を遵守する義務があり、四半期ごとの点検、7.5kW 以上の場合は定期点検（1 年又は 3 年ごと）を行わなければなりません。設置してある空調機や冷蔵機器をチェック用エクセルで点検頻度を確認してください。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>	目的
第 2 条第 2 項	<p>この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令^{解釈上の注釈 1}で定めるものをいう。</p> <p>（解釈上の注釈 1）施行令第 1 条。以下を規定。</p>	定義

	<ul style="list-style-type: none"> 一 エアコンディショナー（特定製品以外のものであって、室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、壁を貫通して設置されるものその他経済産業省令で定めるものを除く。） 二 硬質ポリウレタンフォーム用原液（断熱材の成形のために用いられるものに限り、次号及び第四号の製品の成形又は製造のために用いられるものを除く。） 三 断熱材（硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。） 四 冷蔵機器及び冷凍機器であって、第一種特定製品以外のも（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含み、硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。） 五 専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（専ら不燃性を必要とする状況で用いられるものを除く。） 	
第 2 条第 3 項	<p>この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品^{解釈上の注釈 2}を除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 エアコンディショナー 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。） <p>（解釈上の注釈 2）「第二種特定製品」は、第 4 項で、「使用済自動車再資源化法第 2 条第 8 項に規定する特定エアコンディショナーをいう」と定義。</p>	定義
第 2 条第 8 項	<p>この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 フロン類使用製品を使用すること。 二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。 三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。 	定義
第 5 条第 1 項	<p>（指定製品及び特定製品の管理者の責務）</p> <p>指定製品の管理者は、第 3 条第 1 項の指針^{解釈上の注釈 3}に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 3）フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針 https://www.env.go.jp/earth/furon/files/R02kai_Public_Notice087.pdf</p>	責務規定
第 5 条第 2 項	<p>特定製品の管理者は、第 3 条第 1 項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。</p>	責務規定
第 16 条第 1 項	<p>（第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項）</p> <p>主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準^{解釈上の注釈 4}となるべき事項を定め、これを公表するものとする。</p> <p>（解釈上の注釈 4）第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号） https://www.env.go.jp/earth/furon/files/R02kai_Public_Notice013_rev.pdf</p>	義務 （主務大臣）
第 18 条第 1 項	<p>（勧告及び命令）</p> <p>都道府県知事は、第一種特定製品の管理者（管理第一種特定製品の種類、数その他の事情を勘案して主務省令^{解釈上の注釈 5}で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の管理第一種特定製品の使用等の状況が第 16 条第 1 項に規定する判断の基準となるべき事</p>	権利付与 （都道府県知事） （勧告に従わない）

	<p>項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(解釈上の注釈 5) 施行規則第 2 条。次の各号のいずれかに該当する管理第一種特定製品を 1 台以上使用等をするものと規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 圧縮機を駆動する電動機の定格出力が 7.5kW 以上 (2 以上の電動機により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該電動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上) であること。 二 圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が 7.5kW 以上 (2 以上の内燃機関により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該内燃機関の定格出力の合計が 7.5kW 以上、輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するための内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動するものにおいて、当該内燃機関の定格出力のうち当該圧縮機を駆動するために用いられる出力が 7.5kW 以上) であること。 	<p>ときは公表) (公表後従わないときは命令) (命令違反は、管理者に、50 万円以下の罰金)</p>
第 19 条第 1 項	<p>(フロン類算定漏えい量等の報告等)</p> <p>第一種特定製品の管理者(フロン類算定漏えい量(第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令^{解釈上の注釈 6}で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。)が相当程度多い事業者として主務省令^{解釈上の注釈 7}で定めるものに限る。以下この節において同じ。)は、毎年度、主務省令^{解釈上の注釈 8}で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令^{解釈上の注釈 9}で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣(以下この節及び第 100 条において「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 6) 主務省令第 2 条。フロンの種類ごとに、充填量から回収量を引いた量(実漏えい量)に地球温暖化係数を乗じると規定。 (解釈上の注釈 7) 主務省令第 3 条。フロン類算定漏えい量が主務省令第 2 条で算定して 1,000 トン以上である者と規定。 (解釈上の注釈 8) 主務省令第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項。毎年度 7 月末日までに、主務省令様式第 1 で報告と規定。 (解釈上の注釈 9) 主務省令第 4 条第 2 項。事業者、事業所、漏えい量等で詳細な引用省略。</p>	<p>義務 (10 万円以下の罰金)</p>
第 19 条第 2 項	<p>定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって主務省令^{解釈上の注釈 10}で定めるものに係る定めがあるものを行う者(以下この項において「連鎖化事業者」という。)については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(解釈上の注釈 10) 主務省令第 5 条。印刷産業は「連鎖事業者」とはならないと判断し引用省略。</p>	<p>義務 (連鎖化事業者)</p>
第 23 条第 1 項	<p>(情報の提供等)</p> <p>第一種特定製品の管理者は、主務省令^{解釈上の注釈 11}で定めるところにより、第 19 条第 1 項の規定による報告に添えて、第 20 条第 4 項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。</p> <p>(解釈上の注釈 11) 主務省令第 6 条。漏えい量の報告書(主務省令様式第 1)に、主務省令様式第 2 による書類を添付することにより行うことができると規定。</p>	<p>権利付与 (管理者)</p>
第 41 条第 1 項	<p>(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)</p> <p>第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令^{解釈上の注釈 12}で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 12) 施行規則第 27 条の 2 第 1 項。以下を規定。確認証明書は第 3 項で交付を受けた日から 3 年間の保存を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第一種フロン類充填回収業者が第四十条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されないこと。 	<p>義務 (50 万円以下の罰金)</p>

	<p>二 第一種フロン類充填回収業者が廃棄等実施者に確認証明書を交付すること。 (確認証明書の記載事項の転記は省略)</p>	
第 42 条第 1 項	<p>(特定解体工事元請業者の確認及び説明等) 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなるものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。以下この項及び第 92 条第 1 項において「解体工事」という。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第 100 条第 1 項第 1 号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令^{解釈上の注釈 13}で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令^{解釈上の注釈 14}で定める期間保存しなければならない。 (解釈上の注釈 12) 省令第 2 条。交付年月日、工事元請業者の氏名又は名称及び住所、解体工事発注者の氏名又は名称及び住所、解体工事の名称及び場所、第一種特定製品の設置の有無の確認結果と規定。 (解釈上の注釈 14) 省令第 3 条。3 年間と規定。</p>	義務 (解体工事元請業者)
第 42 条第 2 項	<p>前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。</p>	義務 (罰則なし)
第 42 条第 3 項	<p>特定解体工事発注者は、第一項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令^{解釈上の注釈 15}で定める期間保存しなければならない。 (解釈上の注釈 15) 省令第 3 条。3 年間と規定。</p>	義務 (罰則なし)
第 43 条第 1 項	<p>(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等) 第一種特定製品廃棄等実施者^{解釈上の注釈 16}は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令^{解釈上の注釈 17}で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項及び第 105 条において「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所 四 その他主務省令^{解釈上の注釈 18}で定める事項 (解釈上の注釈 16) 「第一種特定製品廃棄等実施者」は法第 41 条第 1 項で「第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者」と定義。 (解釈上の注釈 17) 施行規則第 28 条。フロン類充填回収業者ごとに、記載された事項と相違がないことを確認の上、引き渡す際に交付することを規定。「第一種特定製品」は法第 2 条第 3 項で定義。「管理者」は法第 2 条 8 項で定義。 (解釈上の注釈 18) 施行規則第 29 条。引用省略。</p>	義務 (30 万円以下の罰金)
第 43 条第 2 項	<p>第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令^{解釈上の注釈 19}で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条第 1 項及び第 105 条において「委託確認</p>	義務 (30 万円以下の罰金)

	<p>書」という。)を交付しなければならない。</p> <p>一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数</p> <p>三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 その他主務省令^{解釈上の注釈 20}で定める事項</p> <p>(解釈上の注釈 19) 施行規則第 30 条。フロン類充填回収業者ごとに、記載された事項と相違がないことを確認の上、交付することを規定。</p> <p>(解釈上の注釈 20) 施行規則第 31 条。引用省略。</p>	
第 43 条第 3 項	<p>第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による回収依頼書の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令^{解釈上の注釈 21}で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 21) 施行規則第 32 条。3 年間と規定。</p>	<p>義務</p> <p>(30 万円以下の罰金)</p>
第 45 条の 2 第 1 項	<p>(第一種特定製品の引取り等)</p> <p>第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令^{解釈上の注釈 22}で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第 1 項又は第 2 項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令^{解釈上の注釈 23}で定める場合は、この限りでない。</p> <p>(解釈上の注釈 22) 施行規則第 48 条の 2。引取業者ごとに、引き渡す際に交付すると規定。また、解体工事の場合は代行が可能。</p> <p>(解釈上の注釈 23) 施行規則第 48 条の 3 第 1 項。以下と規定。</p> <p>一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合</p> <p>二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合</p> <p>三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合</p>	<p>義務</p> <p>(30 万円以下の罰金)</p>
第 45 条の 2 第 2 項	<p>第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令^{解釈上の注釈 24}で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 24) 施行規則第 48 条の 4。処分の再委託又は譲渡を受けた者ごとに、引き渡す際に交付すると規定。</p>	<p>義務</p> <p>(第一種特定製品引取等実施者)</p> <p>(30 万円以下の罰金)</p>
第 45 条の 2 第 3 項	<p>第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令^{解釈上の注釈 23}で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 23) 施行規則第 48 条の 5。原則 3 年間と規定。3 年経たずに処分の再委託又は譲渡すればそこまで。</p>	<p>義務</p> <p>(第一種特定製品引取等実施者)</p> <p>(30 万円以下の罰金)</p>

<p>第 45 条の 2 第 4 項</p>	<p>何人も、第 41 条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第 1 項若しくは第 2 項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令^{解釈上の注釈 25}で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。</p> <p>(解釈上の注釈 25) 施行規則第 48 条の 6。以下を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行う者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合 二 第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡し^{解釈上の注釈 25}の委託を受けた者が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合^{解釈上の注釈 25}其他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合 	<p>罰金)</p> <p>義務 (30 万円以下の罰金)</p>
<p>第 86 条</p>	<p>(フロン類の放出の禁止)</p> <p>何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。</p>	<p>義務 (1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金) 直罰</p>